

令和4年度 気山小学校スクールプラン

福井県教育基本計画
若狭町教育大綱



教育目標 明るく元気で、たくましい子どもの育成

気山小を支える機関・ひと・環境

＜組織・機関＞

- ・気山区、上瀬区 ・気山老人クラブ・気山保育所
- ・きやま虹の家 ・嶺南東特別支援学校
- ・気山地域づくり協議会 ・里山里海湖研究所
- ・ハスプロジェクト ・海浜自然センター
- ・年縞博物館 ・NEXCO中日本等の企業

＜ひと＞

- ・見守り隊 ・学校ボランティア

＜環境＞

- ・かや田 ・学びの森 ・三方五湖 ・宇波西川



学校経営の基本方針

- ・一人一人の子どもたちがもつ個性と可能性を引き出し、子どもが主体的に学びたくましく成長するため、教職員の組織力を生かした学校経営を行う。
- ・地域の強みを生かした「ふるさと教育」を通して、家庭・地域に信頼され親しまれ、笑顔と活気のあふれる学校づくりを行う。

＜めざす子ども像＞

- ・めあてをもち、主体的に学習する子
- ・なかよく助け合える子
- ・元気なあいさつができる子
- ・自ら体づくりができる子

学校の実態と課題

- ・真面目だがやや受け身な学習態度→子ども主体の授業づくり
- ・挨拶の習慣化→いつでも誰にでも元気に挨拶する子の育成

家庭・地域の願い

- ・いつでも元気に挨拶してほしい。・来年の150周年に向けた準備
- ・連携して地域の子どもを育てたい。・地域の自然や文化の継承

重点目標

確かな学力の育成

- ・めあてをもち、主体的に学習する子の育成
- ・生きて働く知識・技能の基礎づくり
- ・思考力・判断力・表現力の土台づくり

豊かな心の育成

- ・道徳教育、人権教育の充実
- ・思いやりの心の育成
- ・元気なあいさつができる子の育成

体力の向上と健康の増進

- ・進んで体を動かす子の育成
- ・望ましい生活習慣・衛生習慣の育成
- ・安全、安心な学校づくり

信頼される学校づくり

- ・家庭、地域、関係諸機関と積極的に連携した教育活動推進
- ・ふるさとのよさを活かした教育活動の推進

具体的な取組

- ◎子どもが主体となり、めあてや考えをもち、対話を通して学ぶ授業を行う。(子どもの疑問や発想を起点とし、単元や教科を広く見通した、探究的で教科横断的な学び)
- 子ども自身が楽しみ、できるようになったことを喜べる授業の工夫を行う。
- 一人一人の学びを見取り、個別最適化の学習によって基礎・基本の定着をめざす。(一人一端末の活用と特別支援教育の充実)
- 本に親しむ環境づくり等、読書活動を推進する。
- 対話し学び合う教師集団として、授業改善につながる研修を行う。

- ◎道徳の授業や人権学習等を通して、人権感覚を磨き、互いに理解し合い、認め合える仲間作りを進める。
- ◎友達や地域の方々に進んで挨拶ができるよう、取組を工夫する。
- 特別支援学級への理解教育を推進する。
- 支援学校との交流学習を推進する。
- 児童一人一人についての共通理解を図り、専門機関との連携しながら、いじめ・不登校対策を進める。

- ◎体育や業間を通し運動を楽しみ、進んで体を動かそうとする意識と態度を育てる。
- ◎望ましい生活習慣の育成を図る。
- 避難訓練等、安全教育の充実を図る。
- 感染症予防教育の充実を図る。
- 心身の健康面から、ネット、メディアに関する教育の充実を図る。

- ◎地域の人材、環境、企業を積極的に活用した体験活動を取り入れ、ふるさと教育を推進する。
- 授業や行事の公開を積極的に実施し、インターネットや学校だよりなどでも積極的に情報を発信する。
- 行事後のアンケートや保護者や地域との情報交換の機会をもち、改善を図る。
- 情報モラル、ネット利用、メディア使用について、保護者に啓発する。

- ・「めあてや自分の考えをもって学んでいる」「学習内容がよくわかった」と答える児童が85%以上
- ・タブレットを使って学習がよく分かったと感じる児童が85%以上

- ・みんなでする活動(学習や運動、遊び)が楽しいと答える児童85%以上
- ・進んで挨拶ができていると答える児童85%以上

- ・縄跳びやマラソンに目標をもって取り組むことができたと答える児童85%以上
- ・子どもたちが「時間を意識して生活しようとする態度」が見られたと答える保護者85%以上

- ・学校が地域に対する親しみを育てる「ふるさと教育」を推進していると答える保護者85%以上
- ・学校の取組全体について満足している保護者、地域85%以上

業務改善

- ・日課表の改善や業務の見直し、行事の簡素化を推進する。
- ・業務改善に係る内容を、教職員自身が目標管理表に設定し実践する。
- ・ICTの活用や会議等のタイムマネジメントで効率化を図る。
- ・超過勤務が月4.5時間を超えないようにする。

